

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制(介護報酬加算等)に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

○ サービス別の届出窓口等

サービス種別		届出先	算定期期
訪問介護 (訪問型介護予防サービス・訪問型生活援助サービス)		介護事業者課 06-4309-3318	届出が受理された日が 15日以前→翌月から 16日以降→翌々月から 算定可能
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)			
訪問看護 (介護予防訪問看護) ※ 緊急時(介護予防)訪問看護加算は受理日から算定			
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)			
通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)			
地域密着型通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)			
居宅介護支援			
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	病院・診療所	法人・高齢者施設課 06-4309-3315	
	介護老人保健施設 (みなし事業所)		
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)			
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	単独型	介護事業者課 06-4309-3318	届出を受理した日が属する 月の翌月 (届出を受理した日が月の 初日である場合は当該月)
	(地域密着型特別養護老人ホーム含む) 特別養護老人ホーム・特定施設併設型	法人・高齢者施設課 06-4309-3315	
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 (みなし事業所)		
	その他	介護事業者課 06-4309-3318	

* 届出に際しては、電話で予約の上、持参してください。(郵送での受付はできません)

* 令和2年度より介護事業者課担当となった地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防支援)については介護事業者課ウェブサイト内の「地域密着型サービス加算届(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外)」よりご覧ください。

(注)介護職員等処遇改善加算を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要があります。(例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出)

訪問介護・訪問型介護予防サービス

1 施設区分（訪問介護のみ）

区 分	必 要 書 類
<p>通院等乗降介助</p>	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護)(訪問型介護予防サービス) ③道路運送法による免許書又は許可書の写し ④通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認票 ⑤運営規程(以下のとおり改正が必要)</p> <p>(参考) ※「通院等乗降介助算定可能事業所」における運営規程に記載が必要な事項(例示) (太字部分を改定追記していただくことになります。)</p> <p>(指定訪問介護の内容) 第〇条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。 (1) 訪問介護計画の作成 (2) 身体介護に関する内容 ① 排泄・食事介助 ② 清拭・入浴・身体整容 ③ 体位変換 ④ 移動・移乗介助・外出介助 ⑤ その他の必要な身体介護 (3) 生活援助に関する内容 ① 調理 ② 衣類の洗濯、補修 ③ 住居の掃除、整理整頓 ④ その他必要な家事 (4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容 要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。 (5) 前3項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。 (略) 附 則 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 この規程は、令和〇年〇月1日から施行する。(←注:算定開始年月日)</p>
<p>○ 指定訪問介護事業を行う法人が、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業等の免許又は許可を有していること。</p> <p>○ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)第29条の2及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号通知)の(18)に基づき、介護等の総合的な提供の実施が可能又は可能と見込まれること(※)。</p> <p>※ 『事業所の所在地市町村の意見』を参考に、提供されるサービス内容が、適正な居宅介護サービス費の給付に適うものと見込まれるかを併せて判断する。</p>	

2 加算

項目	必要書類
LIFE への登録 (訪問介護・訪問型介護予防サービス)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問型介護予防サービス)
高齢者虐待防止措置実施の有無業務 (訪問介護・訪問型介護予防サービス)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問型介護予防サービス)
定期巡回・随時対応サービスに関する状況 (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)(別紙8) ④指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定書(写)(指定済みの事業所のみ)
特定事業所加算(Ⅰ) (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護)(別紙9) ④個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑤全てのサービス提供責任者の資格者証(写)及び実務経験証明書 ⑥重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算)(別紙9-3) ※重度要介護者等対応要件において、別紙9の3①の要件にて取得する場合 ⑦誓約書(特定事業所加算用)
特定事業所加算(Ⅱ) (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護)(別紙9) ④個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑤全てのサービス提供責任者の資格者証(写)及び実務経験証明書 ※人材要件において、サービス提供責任者要件にて取得する場合 ⑥誓約書(特定事業所加算用)
特定事業所加算(Ⅲ) (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護) ④個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑤重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算)(別紙9-3) ※重度要介護者等対応要件において、別紙9の3①の要件にて取得する場合 ⑥誓約書(特定事業所加算用)
特定事業所加算(Ⅳ) (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護)(別紙9) ④個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑤誓約書(特定事業所加算用)
特定事業所加算(Ⅴ) (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③特定事業所加算Ⅴに係る届出書(訪問介護)(別紙9-2) ④個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑤誓約書(特定事業所加算用)
口腔連携強化加算 (訪問介護・訪問型介護予防サービス)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問型介護予防サービス) ④口腔連携強化加算に係る届出(別紙11)
認知症専門ケア加算 (訪問介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)

介護職員等処遇改善加算 (訪問介護・訪問型介護予防サービス)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問型介護予防サービス) ④処遇改善加算計画書一式
--	--

※介護職員等処遇改善加算の届出についての必要書類および記載例は、別途「介護職員等処遇改善加算の届出について」のページをご覧ください。